

【27用語】

狹隘（きょうあい）…せまいこと

加之（しかのみならず）…そればかりでなく、その上に

裁可（さいか）…君主が臣下の奏する案文を許可すること、勅裁

爾来（じらい）…それより後、そのとき以来

就緒（しゅうしょ）…事業の糸口につくこと、成功しかかること

方略（ほうりやく）…はかりごと、計略、計画

既往（きおう）…過ぎ去った時、以前、過去

瞭然（りょうぜん）…明らかで疑うところのないさま

目今（もつこん）…さしあたり、ただいま、現今、目下

悉皆（しつがい）…すべて、いっさい

懇請（こんせい）…ひたすらに願うこと

採納（さいのう）…採り入れること、とりあげること

【27解説】

熊谷県は明治九年（一八七六）八月、旧武蔵国分を埼玉県へ編入する一方、栃木県管轄であった山田・新田・邑楽三郡を熊谷県へ移したのち、この熊谷県を再び群馬県（第二次）と改称して仮庁舎を高崎の安国寺に置いた。しかし、その土地や庁舎が手狭であったことから、同九年九月二十九日仮県庁を旧前橋城内の利根川学校へ移すことになったのである。

本文書は、仮庁舎を高崎から前橋へ移して四年後の明治十三年十一月、群馬県令楫取素彦より内務卿松方正義あてに出された本庁舎の前橋移転に伴う伺い書である。明治政府はこの上申を受けて同十四年二月、太政官布告により県庁の位置を正式に前橋に決定した。ただ県庁の位置をめぐることは、前橋町民の誘致運動の一方で、高崎住民の引戻し運動も激化することになった。